
プロジェクト 法令等の改正に伴う企業会計基準等の修正について
項目

本資料の目的

1. 本資料は、法令等の改正に伴う企業会計基準等の修正について、審議することを目的としている。

法令等の改正に伴う企業会計基準等の修正に関する定め

2. 法令等の改正に伴う企業会計基準等の修正に関して、「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」（以下、「適正手続規則」という。）において、次のとおり定められている（該当箇所の下線を付している。）。

（企業会計基準等の改正、修正及び訂正）

第 24 条 企業会計基準等の改正、修正及び訂正について、次のとおり定義する。

(1) 企業会計基準等の改正

- ① 会計処理及び開示に関する定めについて、実質的に内容を変更するもの。
- ② 新規の企業会計基準等の開発又は既存の企業会計基準等の改正に関連して、その開発又は改正と異なる時期に、用語や企業会計基準等の名称の変更等に伴って形式的に変更するもの。

(2) 企業会計基準等の修正

- ① 新規の企業会計基準等の開発又は既存の企業会計基準等の改正に関連して、その開発又は改正と同時期に、用語や企業会計基準等の名称の変更等に伴って形式的に変更するもの。
- ② 法令等の改正に伴い、参照する法令等を形式的に変更するもの。

(3) 企業会計基準等の訂正

上記(1)及び(2)には該当しない字句の誤り等を訂正するもの。

- 2 企業会計基準等の改正に関する委員会の議決及び公開草案の公表については、第 14 条及び第 19 条の定めそれぞれ従う。
- 3 第 1 項(2)①の企業会計基準等の修正に関する委員会の議決及び公開草案の公表については、新規の企業会計基準等の開発又は既存の企業会計基準等の改正と併せて、第 14 条及び第 19 条の定めそれぞれ従う。一方、第 1 項(2)②の企業会計基準等の修正については、委員会において修正内容を審議した上で、了承を得る。ただし、委員会の議決及び公開草案の公表は必要としない。
- 4 企業会計基準等の訂正については、委員長の判断によりこれを行い、委員会の了承、議決及び公開草案の公表は必要としない。訂正を行った場合、委員会においてその

旨を報告する。

3. また、2022年1月に改正した「公表された会計基準等の修正及び訂正の対応方法について」では、法令等の改正に伴う企業会計基準等の修正についての具体的な手続きとして、次のとおり、定めている。

II. 修正について

(中略)

2. 法令等の改正に伴う会計基準等の修正方法

- (1) 法令等の改正に伴う会計基準等の修正は、企業会計基準委員会で審議した上で、原則として、企業会計基準委員会の議決及び公開草案の公表を経ずに、公表するものとする（適正手続規則第24条第3項）。
- (2) 会計基準等において参照している法令等の改正の有無について、原則として年1回確認を行い、該当がある場合はまとめて参照箇所を修正する。

法令等の改正の有無の確認

4. 前項に記載の法令等の改正の有無の確認について、従来、必ずしも適時に行って来ていなかったことから、2022年1月の改正時に、原則として年1回の確認を行うことを新たに定めたものであり、事務局において、2022年4月1日を基準日として、それまでに施行されている法令等を基に、修正の必要があると考えられる項目の有無の確認を行った。
5. 前項の確認の結果、次の企業会計基準等について、法令等の改正に伴い修正の必要があると考えられる（具体的な法令の改正及び修正内容については、審議事項(3)-2参照）。
- (1) 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（改正2020年3月31日）
 - (2) 企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」（2019年7月4日）
 - (3) 企業会計基準適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（最終改正2009年（平成21年）3月27日）
 - (4) 企業会計基準適用指針第13号「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（2006年（平成18年）10月17日）
 - (5) 企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（2018年

(平成 30 年) 2 月 16 日)

- (6) 実務対応報告第 20 号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(最終改正 2011 年(平成 23 年) 3 月 25 日)
- (7) 実務対応報告第 38 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」(2018 年(平成 30 年) 3 月 14 日)
- (8) 実務対応報告第 42 号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(2021 年 8 月 12 日)

ディスカッション・ポイント

法令等の改正に伴う企業会計基準等の修正の内容についてご意見を伺いたい。

また、当該修正について、適正手続規則第 24 条第 3 項に従って、ご了承を賜りたい。

以 上